

## 運賃及び料金の適用方法

(平成28年4月1日)

株式会社富士急マリンリゾート

### I 運賃の適用方法

#### 1. 2等旅客運賃

- (1) 片道2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 2等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

#### 2. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。
  - ① 小学校に修学している小児
  - ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児
  - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児（団体として乗船するものを除く。）の運賃であって大人1名につき1人分は、無料とする。
- (3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

#### 3. 定期旅客運賃

定期旅客運賃は、旅客が同一区間を一定の期間内に不定回数乗船する場合に適用する。

- (1) 通勤定期旅客運賃は、通勤旅客に適用する。
- (2) 通学定期旅客運賃は、次に掲げる学校等の学生及び生徒等が本人所属の学校長等から交付を受けた通学証明書<sup>しょうがくしやうめいしょ</sup>を提出した場合又は通学定期乗船券購入兼用の身分証明書を提示した場合に適用する。
  - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校、養護学校及び幼稚園（通信教育を含む。）
  - ② 上記①以外の国公立の学校
  - ③ 学校教育法第82条の2及び第83条の私立学校
  - ④ 児童福祉法第39条の保育所

#### 4. 回数旅客運賃

- (1) 回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。
- (2) 回数旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。
- (3) 回数旅客運賃は、次の種類とする。

一般回数券

初島島民以外が利用する、一般回数券は、乗船区間の往復旅客運賃及び料金の10倍の

額とし、券片数（往復）は11枚とする。（発売価格は26,000円）

## 5. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- (2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。
  - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（通信教育を含む。）
  - ② 上記①以外の国公立の学校（修業期間が1年以上で、授業時間が1か年700時間以上のもの）
  - ③ 学校教育法第82条の2及び第83条の私立学校（設立認可及び開校後1年以上を経過し、修業期間が1年以上で、授業時間が1か年700時間以上のもの）
  - ④ 児童福祉法第39条の保育所

## 6. 小荷物運賃

小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。

## II 料金の適用方法

1. 特別船室料金は、旅客が2等の船室以外の特別な船室を利用して片道1回乗船する場合に適用する。
2. 船室貸切料金は、旅客が特定の船室を定員を下回る人数で専用して、片道1回乗船する場合に適用する。
3. 手回品料金は、旅客が携帯する手回品（鞆、ハンドバック、傘等の無料の手回品を除く。）を片道1回運送する場合に適用する。
4. 前各号の料金券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。
5. 小児の料金
  - (1) 次の旅客には、小児の料金を適用する。
    - ① 小学校に修学している小児

- ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児
- ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の料金及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児（団体として乗船するものを除く。）の料金であって大人1名につき1人分は、無料とする。
- (3) 小児の料金は、大人の料金の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

## III 運賃及び料金の割引又は割増

### 1. 運賃及び料金の割引

#### (1) 定期旅客運賃

- ① 通勤定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
  - イ 通用期間が1か月のものにあつては、4割引
  - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、4割3分引
  - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、4割6分引

- ② 通学定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
  - イ 通用期間が1か月のものにあつては、6割引
  - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、6割2分引
  - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、6割4分引

#### (2) 身体障害者に対する運賃

身体障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

##### ① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- |              |               |             |        |
|--------------|---------------|-------------|--------|
| (イ) 視覚障害     | 1級から3級及び4級の1  |             |        |
| (ロ) 聴覚障害     | 2級及び3級        |             |        |
| (ハ) 肢体不自由・上肢 | 1級、2級の1及び2級の2 |             |        |
|              | ・下肢           | 1級、2級及び3級の1 |        |
|              | ・体幹           | 1級から3級      |        |
|              | ・乳幼児期以前の非進行性の | ・上肢機能       | 1級及び2級 |
|              | 脳病変による運動機能障害  | ・移動機能       | 1級から3級 |

(ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

- ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級
- ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1級から4級

(ホ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

ロ 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 4級の2、5級及び6級

(ロ) 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4級及び6級

・平衡機能障害 3級及び5級

(ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級

(ニ) 肢体不自由・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級

・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級

・体幹 5級

・乳幼児期以前の非進行性の 上肢機能 3級から6級

・脳病変による運動機能障害 移動機能 4級から6級

(ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

## ② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ 身体障害者手帳の提示をする。

ロ 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

## ③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次のとおりとする。

イ 身体障害者及び第1種身体障害者の介護者の2等旅客運賃については5割引とする。

ロ 第1種身体障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介護者の回数旅客運賃については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ 小児の第2種身体障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

## (3) 知的障害者に対する運賃

### ① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」

に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの

ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記イ以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの）

## ② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ 療育手帳の提示をする。

ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

## ③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次のとおりとする。

イ 知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の2等旅客運賃について5割引とする。

ロ 第1種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及びその介護者の回数旅客運賃については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ 小児の第2種知的障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

## (4) 被救護者に対する運賃

### ① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）及びその付添人に適用する。

イ 児童福祉法第17条の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設

ロ 生活保護法第38条の保護施設

ハ 社会福祉事業法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

ニ 少年院法第1条の少年院及び同法第16条の少年鑑別所

ホ 犯罪者予防更生法第18条の保護観察所

### ② 適用条件

イ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

ロ 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれ

があるものであり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

③ 割引の内容

2等旅客運賃を5割引とする。

(5) 団体旅客運賃に対する割引

① 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃及び料金の1～2.5割引とする。

旅客	15～100名	1	割引
旅客	101～300名	1.5	割引
旅客	301～500名	2	割引
旅客	501～	2.5	割引

② 学生団体旅客運賃の割引率は、2等旅客運賃（急行便にあつては急行料金を含む。）を中学生については大人運賃から3割引、小学生については小児運賃から1～2.5割引とする。

中学生	15～	大人運賃から	3	割引
小学生	15～100名	小児運賃から	1	割引
小学生	101～300名	小児運賃から	1.5	割引
小学生	301～500名	小児運賃から	2	割引
小学生	501～	小児運賃から	2.5	割引

2. 運賃及び料金の割増

(1) ペット持込運賃割増

ペット持込運賃の割増は、次に定めるところによる。

① 適用条件

この割増の適用に当たつての条件は、次のとおりとする。

- イ 旅客がペットを伴つて乗船する場合は、乗船手続き時に申告をする。
- ロ ペットは、旅客と同一の乗船区間の往復を利用する場合に限る。
- ハ ペットと同時に乗下船する際は、ペット専用ケース内にペットを収納する。  
船内時は、専用のドッグハウス内にてペットは待機する。

② 割引の内容

- イ ペット持込運賃の割増については、ペット1匹につき、小児運賃の往復と同額の運賃を割増額とする。

3. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者及び知的障害者に対する定期旅客運賃及び回数旅客運賃の割引を除いて、重複して適用しない。

4. 運賃及び料金のは数処理について

運賃及び料金は、10円を単位とし、割引後又は割増後の10円未満のは数は、切り上げとする。